

米子市教育委員会
情報セキュリティポリシー

米子市教育委員会
令和8年3月30日 策定

基本方針

1 目的

米子市教育委員会の各情報システムが取り扱う情報には、児童生徒、保護者、教職員及びその他の関係者の個人情報並びに教育行政運営上の重要情報など、外部に漏えい等した場合には極めて重大な結果を招く情報が多数含まれている。

したがって、これらの情報及び当該情報を取り扱う教育情報システムを様々な脅威から防御することは、市民の財産、プライバシーやこどもの安全を守るためにも、また、事務の安定的な運営のためにも必要不可欠であり、ひいては、このことが、本市教育行政に対する市民からの信頼の維持向上に寄与するものである。

また、近年のデジタル技術の進展により、デジタル社会に対応したデジタルガバメントの実現が期待されているところであり、これらに対して積極的な対応をとるためには、本市教育委員会が管理している全ての教育情報システムが高度な安全性を有することが、不可欠な前提条件である。

そのため、本市教育委員会の情報資産の機密性、完全性及び可用性を維持するための対策（以下「情報セキュリティ対策」という。）を講じるため、米子市教育委員会情報セキュリティポリシー（以下「情報セキュリティポリシー」という。）を策定し、本市教育委員会における情報セキュリティ対策の基本的な方針（以下「基本方針」という。）として、情報セキュリティ対策の対象、位置付け等を定めるとともに、地方自治法第244条の6第1項に規定するサイバーセキュリティを確保するための方針に位置付ける。

2 定義

(1) ネットワーク

コンピュータ等を相互に接続するための通信網、その構成機器（ハードウェア及びソフトウェア）をいう。

(2) 教育情報システム

本市立学校で使用されるコンピュータ、ネットワーク及び記録媒体で構成され、情報処理を行う仕組みをいう。（校務系システム、校務外部接続系システム及び学習系システム等を合わせた総称）

(3) 情報セキュリティ

情報資産の機密性、完全性及び可用性を維持することをいう。

(4) 情報セキュリティポリシー

本基本方針をいう。

(5) 機密性

情報にアクセスすることを認められた者だけが、情報にアクセスできる状態を確保することをいう。

(6) 完全性

情報が破壊、改ざん又は消去されていない状態を確保することをいう。

(7) 可用性

情報にアクセスすることを認められた者が、必要なときに中断されることなく、情報にアクセスできる状態を確保することをいう。

(8) 校務系システム

校務系ネットワーク、校務系サーバ及び校務用端末で構成される、校務系情報を取り扱うシステムをいう。

(9) 学習系システム

学習系ネットワーク、学習系サーバ、学習者用端末及び指導者用端末で構成される、学習系情報を取り扱うシステムをいう。

3 対象とする脅威

情報資産に対する脅威として、以下の脅威を想定する。

- (1) 不正アクセス、ウイルス攻撃、サービス不能攻撃等のサイバー攻撃や部外者の侵入等の意図的な要因による情報資産の漏えい・破壊・改ざん・消去、重要情報の詐取、内部不正等
- (2) 情報資産の無断持ち出し、無許可ソフトウェアの使用等の規定違反、設計・開発の不備、プログラム上の欠陥、操作・設定ミス、メンテナンス不備、内部・外部監査機能の不備、委託管理の不備、マネジメントの欠陥、機器故障等の非意図的な要因による情報資産の漏えい・破壊・消去等
- (3) 地震、落雷、火災等の災害によるサービス及び業務の停止等
- (4) 大規模・広範囲にわたる疾病による要員不足に伴うシステム運用の機能不全等
- (5) 電力供給の途絶、通信の途絶、水道供給の途絶等のインフラの障害からの波及等

4 適用範囲

(1) 適用の範囲

本基本方針が適用される対象（以下「対象者」という。）は、米子市教育委員会の各委員並びに米子市教育委員会事務局、米子市立小学校及び米子市立中学校の職員とする。

(2) 情報資産の範囲

本基本方針が対象とする情報資産は、次のとおりとする。

- ア ネットワーク及び教育情報システム並びにこれらに関する設備及び電磁的記録媒体
- イ ネットワーク及び教育情報システムで取り扱う情報（これらを印刷した文書を含む。）
- ウ 教育情報システムの仕様書及びネットワーク図等のシステム関連文書

5 基本方針の遵守義務

対象者は、情報セキュリティの重要性について共通の認識を持ち、業務等の遂行に当たって本基本方針を遵守しなければならない。

また、対象者は、米子市情報セキュリティポリシーが対象とする情報資産（LGWAN系ネットワーク等）を取扱う場合、当該セキュリティポリシーを遵守しなければならない。

6 情報セキュリティ対策

上記3の脅威から情報資産を保護するために、必要に応じて以下の情報セキュリティ対策を講じる。

(1) 組織体制

本市教育委員会の情報資産について、情報セキュリティ対策を推進する組織体制を確立する。

(2) 情報資産の分類と管理

本市教育委員会の保有する情報資産を機密性、完全性及び可用性に応じて分類し、当該分類に基づき情報セキュリティ対策を実施する。

(3) 物理的セキュリティ

教育情報システム、及び当該システムを設置する施設等の管理について、物理的な対策を講じる。

(4) 人的セキュリティ

情報セキュリティに関し、対象者が遵守すべき事項を定めるとともに、十分な教育及び啓発を行う等の人的な対策を講じる。

(5) 技術的セキュリティ

教育情報システムの管理、アクセス制御、不正プログラム対策、不正アクセス対策等の技術的対策を講じる。

(6) 運用

教育情報システムの監視、本基本方針の遵守状況の確認、業務委託を行う際のセキュリティ確保等、本基本方針の運用面の対策を講じるものとする。

また、情報資産に対するセキュリティ侵害が発生した場合等に迅速かつ適切に対応するため、緊急時に対応可能な体制を構築する。

(7) 業務委託と外部サービスの利用

業務委託を行う場合には、委託事業者を選定し、情報セキュリティ要件を明記した契約を締結し、委託事業者において必要なセキュリティ対策が確保されていることを確認し、必要に応じて契約に基づき措置を講じる。

外部サービスを利用する場合には、利用にかかる規定を整備し対策を講じる。

7 情報セキュリティ監査及び自己点検の実施

本基本方針の遵守状況を検証するため、必要に応じて情報セキュリティ監査又は自己点検を実施する。

8 基本方針の見直し

情報セキュリティ監査又は自己点検の結果、本基本方針の見直しが必要となった場合及び情報セキュリティに関する状況の変化に対応するため新たに対策が必要になった場合には、本基本方針を見直す。